

共有すべき事例

2019年 No.6 事例1 調剤に関する事例

事例

【事例の内容】

薬局に1枚の処方箋がFAXで送られてきたため、それをもとに調製した。患者が来局した際、処方箋を2枚受け取ったが、確認をしっかりと行わなかったため、処方箋の2枚目に記載されていたネリザ軟膏を患者に渡さなかった。

【背景・要因】

処方箋とFAX用紙を照合する際に患者から話しかけられ、その後の作業手順が不履行となった。

【薬局が考えた改善策】

薬剤の調製や鑑査を行う際は、処方箋に『次頁あり』や『以下余白』等の記載がないか確認を徹底する。また、処方箋のFAX用紙により調製を行った場合は、処方箋を受け付けた際に、処方箋の内容と相違がないか必ず確認する。

事例のポイント

- この事例の他にも、処方箋のFAX用紙の文字が不鮮明であったため、散剤の成分量を読み違えて秤量したが、患者から受け取った処方箋を確認した際に調製の誤りに気付いた事例が報告されている。
- 処方箋のFAX用紙による薬剤の取り揃えは、あくまでも準備であり、調剤は処方箋に基づいて行わなければならない。調製した薬剤は、処方箋と照合を行うことを厳守する。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.6 事例2 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

10歳の小児に対しフスコデ配合錠が処方された。フスコデ配合錠はジヒドロコデインリン酸塩を含む薬剤であるため、12歳未満の患者に処方された場合は疑義照会すべきであったが、調剤者、鑑査者ともに気付かなかった。別の薬剤師が気づき、疑義照会を行ったところ、アスベリン錠20に変更となった。

【背景・要因】

コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の「使用上の注意」が改訂され、12歳未満の小児には投与しないこととなったことは薬局内で周知していた。コデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩については、しっかり対応していたが、配合剤に対しての注意喚起ができていなかった。レセプトコンピュータでは、慎重投与として表示されていたが、鑑査者は気付かなかった。

【薬局が考えた改善策】

フスコデ配合錠の薬品棚のカセッターに、注意表示をつける対策をとった。

その他の情報

フスコデ配合錠の添付文書 2019年7月改訂（第9版）（一部抜粋）

■禁忌

（1）12歳未満の小児〔「小児等への投与」の項参照〕

■使用上の注意

7. 小児等への投与

12歳未満の小児には投与しないこと。〔呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。〕

事例のポイント

- 薬剤に関する情報を薬局内で周知徹底するには、スタッフ間で情報共有することはもちろんであるが、該当する薬剤が処方された患者の薬剤服用歴に注意喚起が出るように設定したり、薬剤棚に注意表示するなど、具体的な対策が有効である。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、平成29年7月4日付けでコデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含む医薬品の「使用上の注意」の改訂について通知した。それを受け、対象となる医薬品の添付文書の「使用上の注意」の小児等への投与の欄に、12歳未満の小児には投与しないことと記載され、その後、本年7月に禁忌に改訂された。本事例は、禁忌に改訂される前に報告された事例である。
- 薬剤の最新情報に常に注意し、対応を行うことが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2019年 No.6 事例3 疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者にメプチンエア－10 μ g吸入100回が処方された。当該患者に初めて交付する薬剤であったため、アルコール過敏症について確認したところ、患者はアルコール過敏症であり、注射時のアルコール消毒も控えていることがわかった。そこで処方医に連絡し、エタノールを含有していないメプチンスイングヘラー10 μ g吸入100回への変更を提案した結果、変更となった。

【背景・要因】

患者は、アルコール過敏症について処方医に伝えていなかった。

【薬局が考えた改善策】

引き続き、お薬手帳の確認や患者への聞き取りなどを行い、収集した情報をもとに処方監査を行う。

その他の情報

メプチンエア－10 μ g吸入100回、メプチンスイングヘラー10 μ g吸入100回の添付文書（一部抜粋）
〔組成・性状〕

1. 組成

販売名	有効成分	添加物
メプチンエア－10 μ g吸入100回	1g中プロカテロール塩酸塩水和物143 μ g	無水エタノール、オレイン酸、1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン（HFA-227）
メプチンスイングヘラー10 μ g吸入100回	1容器中プロカテロール塩酸塩水和物1.0mg	乳糖水和物 ^{注）}

注）夾雑物として乳蛋白を含む。

事例のポイント

- 薬剤のアレルギーは、主成分に起因するものだけでなく、主成分以外の添加物に起因するものがあるため、処方された薬剤の添加物に関しても把握し注意する必要がある。
- 患者アンケートなどでアレルギー歴を確認するが、患者がすべて記載するとは限らず、特に外用薬に関する情報が洩れることも多い。また、患者の状況が変わることもあるため、最新の情報を聴取する必要がある。
- すべての添加物を把握することは難しいが、薬剤に含まれる具体的な添加物の成分を患者に伝えて、アレルギー歴の有無を確認することは、薬剤アレルギーの発現を回避するうえで、有効な手段である。
- 外用薬の添加物に対するアレルギー歴を聴取し、代替薬を選定して処方医に処方提案まで行ったことは称賛できる。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>